



2023年8月17日

各位

会社名 株式会社サンリオ
代表者名 代表取締役社長 辻 朋邦
(コード番号 8136 東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役 岸村 治良
電 話 03 (3779) 8058

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2023年8月17日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2024年1月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 46,800株
(3) 発 行 価 額	1株につき 8,060円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	377,208,000円
(5) 割 当 予 定 先	当社の常務執行役員 3名 1,500株 当社の執行役員・GM（従業員） 44名 13,200株 当社のSM（従業員） 97名 19,400株 当社のG/D4以上の一般従業員 127名 12,700株
(6) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2022年8月17日開催の取締役会において、当社の常務執行役員、執行役員及び従業員（以下「対象従業員等」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

なお、本制度の概要等については、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象従業員等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式の発行又は処分を受けますこととなります。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の1株当たり払込金額は、本割当株式の

割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象従業員等に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象従業員等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員等は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本日、当社取締役会の決議により、対象従業員等 271 名に対し金銭報酬債権合計 377,208,000 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象従業員等が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付株式として当社普通株式 46,800 株を割当てることといたしました。対象従業員等に対する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各対象従業員等の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象従業員等が当社との間で、以下の内容をその内容に含む本割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

- ① 譲渡制限期間 2024 年 1 月 17 日～2027 年 1 月 16 日までの期間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象従業員等は割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。

- ② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象従業員等が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとします。譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度終了後 3 ヶ月を超えていなかった場合には、当該事業年度終了から 3 ヶ月経過後に解除するものとします。

- ③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象従業員等が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位からも途中退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち本割当契約の概要①の本譲渡制限期間が満了した時点において本割当契約の概要②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

- ④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社

取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

但し、上記の定めにかかわらず、組織再編効力発生日の前営業日が譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当社は譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当然に無償で取得するものとします。

⑤ 本割当株式の管理

当社は、本割当株式が本譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象従業員等は当社が予め指定する金融商品取引業者(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)に専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、当該口座にて管理いたします。

4. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年8月16日(当社取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である8,060円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上